授業科目名	刑事手続論Ⅱ	期別	前期	授業形態	講義
担当者名	平江 徳子	単位数	2	開講 年次	2 (19台以前)

授業科目の概要

刑事手続論Iの続編であり、刑事訴訟手続のうち、第一審を中心に公判手続に関する基礎的知識や法理論について解説する。裁判員裁判や被害者保護に関する手続についても触れる。

到達目標

- (1) 公判を中心とする刑事手続の流れを説明できる。
- (2) 公判手続の法律用語および主要論点について説明できる。
- (3) 証拠法に関する学説や判例の理論について説明できる。

成績評価基準および方法

成績評価は、定期試験70%、平常点(小テスト、授業の準備・発言状況等)30%の合計による。

公判分野では、制度についての知識習得が重要になることなどから、第2回以降ほぼ毎回前回の授業内容についての知識・理解を問う小テストを行うこととし、中間テストは行わない。評価の基準は、訴因、公判手続、証拠等に関する基本的事項について理解しており、その理解を的確に文章で説明できるか否かであり、相対評価を行う。

テキストおよび参考文献

教科書: 宇藤崇ほか「リーガルクエスト刑事訴訟法第2版」(有斐閣) 2018 年 定価 3,600 円 (税別) ISBN978-4-641-17933-2 *既に初版を持っている学生はそのまま使用してよい。

参考書:「刑事訴訟法判例百選(第10版)」(有斐閣) 2017年 定価 2,500 円(税別) ISBN 978-4-641-11532-3 教員作成の講義レジュメおよび判例資料等を事前配布する。

履修上の留意点、準備学習等(事前・事後学習)

講義レジュメを手掛かりとしつつ、教科書、関連判例、参考文献の該当箇所を精読し、問題点について事前に検討した上で授業に臨むこと(2時間程度)。授業では、レジュメに書いてある内容を補足したり、わかりやすく説明したり、例を上げたりするので、それらの説明を適宜レジュメに書き込むなどし、授業後の復習に活用してほしい。また、復習の際には、関連判例も再度読み返し、自己の理解を確認すること(2時間程度)。

授業計画および内容等

第1回	公訴権の行使と 訴訟条件1	公訴に関する基本原則 公訴の意義と主体 起訴便宜主義と訴追裁量 起訴独占主義・起訴便宜主義の抑制・特例等
第2回	公訴権の行使と 訴訟条件 2	公訴提起の手続・効果 公訴提起の手続と起訴状記載事項(訴因の特定等) 起訴状一本主義 公訴提起の効果
第3回	公訴権の行使と 訴訟条件3	訴因・罰条の変更 1 訴因・罰条変更制度の概要 訴因変更の限界(可否) 訴因変更の許否
第4回	公訴権の行使と 訴訟条件 4	訴因・罰条の変更 2 訴因・罰条変更の要否 罪数変化と訴因変更 訴因・罰条変更命令
第5回	公訴権の行使と 訴訟条件5	訴訟条件 訴訟条件の意義と分類 管轄違い、免訴、公訴棄却 非定型的訴訟条件論、訴因と訴訟条件
第6回	公判手続 1	公判手続の原則と構造 公判準備 公判期日を開く前提となる手続 公判前整理手続

第7回	公判手続 2	公判における審判手続 冒頭手続 証拠調べ 弁論手続 判決宣告 弁論の併合・分離および区分審理 公判手続の停止・更新、弁論の再開 被害者参加制度、裁判員制度
第8回	証拠法 1	証拠法序説 刑事訴訟における事実認定の特質と「証拠」の意義 証拠能力と証明力 証拠裁判主義 証明の必要 証拠の評価・心証の形成 証拠能力・心証形成のあり方 心証の程度(証明の水準) 挙証責任と推定
第9回	証拠法2	証拠の関連性 関連性の意義 類似行為の事実の立証 科学的証拠
第10回	証拠法3	伝聞証拠の証拠能力 1 供述証拠の性質と伝聞法則の意義 伝聞と非伝聞
第11回	証拠法 4	伝聞証拠の証拠能力 2 伝聞例外の根拠 供述代用書面の証拠能力(1)
第12回	証拠法 5	伝聞証拠の証拠能力3 供述代用書面の証拠能力(2) 伝聞供述の証拠能力 再伝聞 任意性の調査 同意書面・合意書面 証明力を争うための証拠 写真・録音媒体・録画媒体
第13回	証拠法 6	違法収集証拠の証拠能力 違法収集証拠排除の根拠と基準 違法な手続と証拠との関係
第14回	証拠法7	自白の証拠能力と証明力 自白の意義 自白の証拠能力 自白の証明力 証明力を争う証拠 検証調書・鑑定書
第15回	裁判 上訴 非常救済手続	裁判 裁判の意義・成立・構成 裁判の効力と執行 簡略化された審判手続 上訴 上訴制度の概要 控訴 上告 抗告・準抗告 非常教済手続 再審 非常上告

関連 URL

備考欄

未修者は、1年次前期の「刑事訴訟法入門」を履修済みであることが望ましい。